

秩父市農業委員会 令和元年 第11回 定例総会 議事録

1 会 期 令和元年11月22日(金) 午後2時01分から  
同 日 午後3時21分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	12番	糸 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(1人)

委 員	10番	黒 澤 元 国
-----	-----	---------

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

- 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)  
 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)  
 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について (14件)  
 議案第58号 農用地利用配分計画の意見について (1件)  
 議案第59号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの  
 判断について (3件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

第1区域	吉川稔	浅見健
第2区域	笠原広久	小林弘
第3区域	田口俊夫	
第4区域	新井一郎	大島正一
第5区域	番場誠二	齋藤武志
第5区域	高岸義雄	引間勲
第6区域	千島初夫	長谷川満

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (1人)

第3区域	小久保健司
------	-------

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤隆夫		
参 与	高野明生	主 事	岩田直樹
主席主幹	新井昭太郎	主 幹	新地広幸
主事補	南 唯		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長(条会長)** ただいまから、秩父市農業委員会 令和元年第11回定例総会  
 を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

**議長（会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（会長）** 本日、10番 黒澤元国委員、第3区 小久保健司推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。8番 豊田恵男委員 及び 11番 豊田辰夫委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の斎藤事務局長及び岩田主事を指名いたします。

### 日程第5 諸 報 告

**議長（会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

**斎藤事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

1の農地法第5条の規定による許可申請書の取下願についてですが、番号1、番号2のいずれも令和元年第6回定例会議案第27号において許可相当とされた案件で埼玉県へ進達状態にあり、許可書は発行されていませんでした。

譲渡人は、当初申請地は傾斜地であるためここを整地し耕作面積を拡大しようと考えておりましたが、譲渡人が今後の営農計画を考え直した結果、必要以上に耕作面積を拡大しても、作業できないとして取下願の提出に至りました。

このことを会長に報告し専決により受理いたしました。

次に2の農地改良等に係る届出の受理についてですが、申請地は大田公民館の西約500mの位置にあります。届出事由は、申請地は隣接道路より低いた

め雨水が溜まりやすく、表土を40cmほど客土し耕作し易くするためです。改良後はねぎ、なす、ダイコン等を作付けする予定です。届出内容を審査しましたところ、改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、隣接農地の承諾書も添付され、申請者は改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長専決により受理いたしました。

諸報告は以上です。

## 日程第6 審議議案の報告

**議長（糸会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**斎藤事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の8ページをお開きください。

議案第57号、番号12及び番号13を削除してください。

次に、議案書の10ページをお開きください。

議案第58号、貸付地の一番下の地番〇〇番を□□番へ訂正してください。

訂正は以上です。

それでは、令和元年 第11回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について が3件、議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について が1件、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について が14件、議案第58号 農用地利用配分計画の意見についてが1件 議案第59号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが3件 以上でございます。よろしくご審議の程お願いします。

**議長（糸会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議案審議

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について （3件）

**議長（糸会長）** これより、議案の審議に入ります。議案第55号 農地法第3条

の規定による許可申請について を議題といたします。 それでは、事務局に議案の説明をいたさせます。

**高野参与** それでは、番号1について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字北上野原 畑 1筆 1,053平方メートルで、大野原駅の東950メートル付近に位置し、平成4年に相続により取得した土地です。

申請事由ですが、障がい者就労支援策としての農場です。案内図の1ページをご覧ください。

当案件の譲受人は社会福祉法人であり、原則、法人が、その事業の用に供するため農地を所有する時は、農地所有適格法人となる必要がありますが、福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合、周辺の農地利用に支障がない要件を満たせば、農地を所有することができるとなっております。

譲受人は、施設利用の障がい者の就労につなげるための支援目的としての農場を所有し利用したいとのことで、施設に隣接する農地の譲渡人との協議が成立したことからこの度の申請となりました。

譲受人は所有する耕運機1台等を使用し、施設利用の障がい者と共にトマト、小松菜、チンゲン菜等を作付する計画とのことでした。

現地を確認しましたところ、ビニールハウスが設置されており、良く管理されておりました。

**新井（昭）主席主幹** 番号2について説明します。

これは令和元年第10回総会においてご審議いただいた「議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された案件であり、それぞれ譲り受けた旨の申し出があり譲渡人とも協議が成立し、このたびの申請に至ったものです。

譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。案内図の2ページをご覧ください。

申請地は下吉田 字 夏梅 畑1筆 261㎡で、吉田小学校から東に約360m離れた場所に位置しています。

譲受人は新規就農者で、申請地から500mほど離れた場所に居住しています。

作付の計画によりますと、申請地を譲り受け、ここに自家用の野菜の栽培することです。現地を確認したところ、草刈りがされ管理されておりました。

番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、上吉田 字 中島 畑 1筆 597㎡ 平成12年に相続により所得した土地になります。案内図の3ページをご覧ください。

申請地は県道皆野両神荒川線宮戸信号交差点から塚越方面へ西約700mの県道沿いに位置しています。

譲受人は、申請地を、昭和50年ころより、農地法の手続きを行わないまま借り受け、使用してきました。この度、農地法の許可を得ていなかったことから、改めて是正したいと考え、（借りている土地をそのままにして次の代に引き継ぐ訳にはいかないと考え）、貸主に土地の購入を申し出たところ合意に至り、農地法の許可を得ていなかったことを改めて是正するとともに、農業経営の規模拡大として売買による権利を取得するため申請したものです。

譲受人は現在、秩父市上吉田地内に計7,132㎡の農地を所有しており、自家用野菜の栽培の他、カボスやミカンなどの果樹栽培を行い、道の駅直売所等に出荷もしています。

申請にあたり、譲受人の所有する農地を調査したところ、保全管理の農地を含め管理された農地となっていました。吉田地区における下限面積要件20アールを上回っています。

また、農作業歴は50年で、耕運機2台、運搬機1台を所有しており、今回の許可が得られた後も、計画地において引き続き自家用野菜の栽培を行っていきたいとのことです。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**7番（新田委員）** 議案第55号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。先日事務局と田口推進委員とで現地確認及び譲受人から聴取しました。ビニールハウスが5棟あり耕運機を3台所有しています。障がい者の就労支援ということで年間を通じて耕作しています。大変良いことだと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**3区（田口推進委員）** 番号1の現地は良く耕作されており、作物の収穫と就労支援の2倍使えるんだなと思い、大変良いことだと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**13番（彦久保委員）** 番号2について意見を申し上げます。事務局から説明があったとおりです。今後農地として守っていただければありがたいと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**5区（番場推進委員）** 番号2の農地ですが陽当たりは良い場所であり、周りも良く管理された農地です。問題なく管理出来ると思います。ご審議よろしく申し上げます。

**1番（新井委員）** 番号3について意見を申し上げます。先日事務局と高岸推進委員とで現地を確認しましたが、3条の許可を得ないまま自宅近くの農地を借用していたとのことですが、許可を得れば他は問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**5区（高岸推進委員）** 番号3ののですが、譲受人は他の自己所有地で熱心に農業をしています。ご審議よろしく申し上げます。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第55号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

**議案第56号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**高野参与** それでは、番号1について説明いたします

申請者、申請地、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図の4ページをご覧ください。

申請地は、黒谷字大平 田 1筆 66平方メートルで、平成9年に相続により取得した土地です。

秩父鉄道和銅黒谷駅の東北東約750メートル付近にあり、立地の基準としまし

ては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅敷地の拡張です。申請者は申請地の隣接地に居住しており、申請地には申請者の父が昭和52年頃に物置小屋を新築し、平成30年に解体したものの基礎が残っている状態で現在に至ります。

この度、この土地が農地転用の許可を受けていないことが判明し、今後も一体として使用を継続したいため、始末書添付のうえ申請されたものです。

現地を確認しましたところ、申請地には建築物の基礎が残り、駐車スペース及び庭として使用されていました。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**3番（高橋委員）** 議案第56号 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりですが、現地を確認しましたが、申請者の父が許可なく駐車場、庭として整備したとのことで現状や始末書も添付されていることを考慮し、止むを得ない事案であると判断します。よろしくご審議の程お願いします。

**議長（条会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第56号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（条会長）** 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第57号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（14件）**

**議長（条会長）** 次に、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**岩田主事** 私からは、番号1から番号13について説明いたします。

はじめに、番号1から番号11につきまして、事業者が同一ということもあり、



関連がありますので一括して説明させていただきます。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、秩父市 黒谷、久那、小柱、下吉田、荒川上田野、荒川鬻川 地内の11か所で、申請農地 計19筆、申請面積の合計は 12,503.58㎡。番号5は遺贈、その他はいずれの筆も相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の5ページから11ページをご覧ください。立地の基準につきましては、いずれも中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、申請地は現在、譲渡人が遠方に居住している、高齢になっている等の理由から不耕作地となっており、このたび、この土地を太陽光発電事業を業務の一つとしている譲受人が譲り受け、ここに太陽光発電施設を建築することで、土地の有効利用を図りたいとして申請されました。うち番号1、2、3の一部、4の一部、6、7、8、9、10の農地につきましては、当初、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで農用地から除外する旨の通知を得ております。

計画では、各申請地に対して議案書に記載してあります枚数の太陽光パネルその他必要な機器等を設置する計画になっています。

資金調達計画も整っており、経済産業省からは発電設備についての認定を、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。また、隣接に農地がある申請地につきましては耕作者からは転用に差しつかえない旨の同意書が添付されています。

現地はすべて不耕作地となっています。

**斎藤事務局長** それでは、番号14について説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字下小川（しもおがわ）・畑・1筆・1、612平方メートルで、平成25年に相続により取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道大野原駅の南南東約1,000メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は建売住宅用地です。

譲受人は、市内影森地内に事務所を置き、不動産業及び一般住宅及び建売住宅の建築販売等を主な目的としている法人です。

申請事由についてですが、譲受人が建売住宅のための土地を探していたところ、幹線市道に接道し交通の便もよく、住宅地として適している申請地の所有者である譲渡人と商談が成立し、本申請地を建売住宅用地として譲っていただける話がまとまったため、ここに6棟分の建売住宅を建築し販売したいとして転用申請されました。

また、申請地には譲渡人の居宅のある宅地が隣接しておりますが、平成3年頃に、自宅前の市道幹線9号線の拡幅工事に際し、申請地の一部を居宅への進入路及び車庫として農地法に許可を受けずに宅地として利用してきてしまったとの始末書が添付されております。隣接の居宅のある宅地については、建築物は許可後に解体し、今回の農地転用申請地と併せて一体利用の建売住宅用地となる予定とのことです。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接農地については2筆ありますが、1筆は転用に差し支えない旨の同意が添付されており、もう1筆は、現住所が分からず連絡が取れない状況との理由書が添付され、隣接農地所有者の同意書はありませんでしたが、現況が保全管理もされていない農地であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

申請地を確認しましたところ、耕作等を行われておりませんでした。草刈り等は行われ保全管理された土地となっております。

次に番号15について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字上山ノ根 畑・田 3筆 802平方メートルで、平成24年に相続により取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。申請地は尾田蒔小学校の南西約350メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請地譲渡人の父が昭和42年に売買により取得し農家住宅を建築しましたが、その後昭和46年頃に母屋の増築及び物置や車庫を転用許可なく建築したもので、平成29年頃から最近まで飲食業者へ貸し付けておりましたが、現在は空き家となっております。

譲受人は主に不動産の売買、賃貸を目的に平成2年に成立した法人で秩父の古

民家へ移住希望の方に店舗併用住宅として賃貸または売買し、地域の発展に貢献したいとのことで、始末書添付の上このたびの申請に至りました。

資金調達計画も整っており、隣接農地は譲渡人のみで、周辺の営農への影響は特にないと思われま

す。現地を確認したところ、住宅及び附属屋が建っておりました。

また、住宅への進入路は農用地のままであり、次回の除外申請で是正したのち、農地転用申請を行うよう指導をいたしました。

**新井（昭）主席主幹** 番号16について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は上吉田 字 中島 畑 1筆 352㎡で、平成12年に相続により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。申請地は県道皆野両神荒川線宮戸信号交差点より塚越方面へ西約700m付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は自己用物置用地です。申請事由ですが、譲受人は鉄工所を経営していた昭和50年ころより、農地法の手続きを行わないまま、本申請地を借り受け、鉄工所作業所を建て使用し、鉄工所の閉鎖後も物置として使用してきました。この度、農地のまま工場作業所・物置として使用してきたことが判明したため、始末書添付の上、申請されたものです。

現地を確認しましたところ、一部農機具や保冷庫、家庭用雑貨品を入れた物置が置かれた、自己用物置として利用されておりました

**議長（桑会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**6番（石橋委員）** 議案第57号 番号1、番号2について意見を申し上げます。

番号1、番号2のいずれも桑畑になっており、申請も止むを得ないと思えます。よろしくご審議のほどお願いします。

**9番（加藤委員）** 番号3から番号5について意見を申し上げます。隣も太陽光発電施設があり、申請書類も整っており農用地も除外されているので、現在の約束事の中では止むを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

**2番（横田委員）** 番号6から番号8について申し上げます。今後の管理について遠方の業者で心配だが賃貸契約なので地主にも責任があると思えます。止むを得ないのかなと思えます。ご審議よろしくお願いします。

**4番（高野委員）** 番号9について意見を申し上げます。現地は不耕作地で周辺は桑畑です。止むを得ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**13番（彦久保委員）** 番号10、番号11について申し上げます。現地は雑木が生えており耕作もされておらず、止むを得ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**3番（高橋委員）** 番号14について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。建売住宅用地ということですが、現地は不耕作状態が続いており住宅が増えるということなので止むを得ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**8番（豊田委員）** 番号15について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。先日現地確認しましたが、母屋と小屋の間もコンクリートで整備されており元に戻すのも困難で今のままなら飲食店にも利用しやすいので、止むを得ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**1番（新井委員）** 番号16について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりで、40数年前に鉄工所を建てて使っていた。現在も農具や機械が置いてあり解体するのも困難で止むを得ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**5区（番場推進委員）** 番号1から番号11はすべて名古屋市の業者の申請だが、なぜ、こんなに申請しているのか。

**岩田主事** 理由はこちらでは分かりません。

**6区（長谷川推進委員）** ちょっとある人から聞いたところ、川口市の方へ営業所があるらしく、秩父にも営業に来ているようです。

**議長（糸会長）** 暫時休憩いたします。

（午後2時46分～午後3時8分：休憩）

**議長（糸会長）** 休憩前に引続き会議を再開いたします。

**議長（糸会長）** 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第57号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（衆会長）** 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第58号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

**議長（衆会長）** 次に、議案第58号 農用地利用配分計画の意見について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**南主事補** 議案第58号 番号1 農用地利用配分計画について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和元年11月1日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などに対し、判断をお願いするものです。

計画の内容を申し上げます。案内図別紙をご覧ください。

このたびの配分計画に掲げられております荒川日野地内における計画地3筆、3,146平方メートル、荒川上田野地内における計画地7筆8,120平方メートルにつきましては、令和元年第10回総会、議案第53号におきまして農用地利用集積計画を決定していただいたものです。

埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手へ配分する計画です。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。

なお、この配分が決定した後は、借受人は、そばを栽培する計画です。

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**2番（横田委員）** 議案第58号について意見を申し上げます。まずは借受人が決まって良かったなと思います。聞くところによると今年のそばは豊作だそうです。今後もいいそばが出来れば良いなと思います。よろしくご審議のほど

お願いします。

**6区（長谷川推進委員）** 議案第58号について意見を申し上げます。荒川地区にはそば法人による管理地が増える可能性があります。それには大型機械が入ること、排水が良いこと、牛糞があまり撒いてないこと等があげられます。今後益々担い手へ集積されていけばいいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。  
（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号について農用地配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、ご異議ございませんか。

（挙手する人あり）

**議長（糸会長）** 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。

**議案第59号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について** （3件）

**議長（糸会長）** 次に、議案第59号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

**新井主席主幹** 議案第59号について説明をいたします。

議案書の11ページ、番号1、2をご覧ください。

本案は、下吉田 字 芦田 畑 隣接している2筆、1、712平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いします。

この土地につきましては、吉田総合支所から東に約750m離れた場所に位置しています。

所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。ご審議をよろしくお願いします。

**南主事補** 番号3について説明をいたします。

本案は、荒川贅川字川町 畑3筆、214平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。ご審議をよろしく願います。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5区（引間推進委員）** 番号1、番号2について意見を申し上げます。現地確認しましたが山林化しており、農地としては直ぐに耕作できる状況ではありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

**6区（長谷川推進委員）** 番号3について意見を申し上げます。現地確認しましたが山林化しており、農地としては直ぐに耕作できる状況ではありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

**5区（高岸推進委員）** この案件はどのような経緯で出てきたのですか。

**岩田主事** 農地パトロールとは別に、本人からの申出により調査した結果です。

**議長（糸会長）** 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長（糸会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和元年第11回定例総会を閉会いたします。